

第四回國會 文部委員會 會議錄 第四号

昭和二十三年十二月十一日(土曜日)

午後一時四十六分開議

出席委員

委員長 圓谷 光衛君

理事松本 七郎君 理事伊藤 恭一君

理事久保 猛夫君

古賀喜太郎君

水谷 昇君

受田 新吉君

田淵 実夫君

豐澤 豐雄君

出席國務大臣

文部大臣 下條 康廣君

出席府委員

文部事務官 劍木 亨弘君

文部事務官 辻田 力君

委員外の出席者

専門員 宇野 圓空君

専門員 武藤 智雄君

専門員 横田重左衛門君

十二月十日

委員野本品吉君辭任につき、その補

欠として船田亨二君が議長の指名で

委員に選任された。

同月十一日

委員一松定吉君及び船田亨二君辭任

につき、その補欠として最上英子君

及び豊澤豐雄君が議長の指名で委員

に選任された。

十二月十日

山形市立科学研究所における超短波

研究費國庫補助の請願(海野三朗君

紹介(第五三三号))

教育金融庫設置の請願(黒岩重治

紹介(第五三三号))

君紹介(第五四号)

手藝科の独立並びに手藝教員検定制

度を復活する請願(黒岩重治君紹介

(第五六号))

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

教育公務員特例法案(内閣提出第一

二号)

○圓谷委員長 これより會議を開きま

す。前回に引続いて質疑を続行いたし

たいと思ひます。

○黒岩委員 昨日御質問申し上げまし

た点の御答弁を願ひたいと思ひます。

○辻田府委員 昨日黒岩委員から轉

任の問題につきまして御質問がござい

まして、お答えいたしておりましたの

で、この際お答えさせていただきます

と思ひます。従前三級官の教員の人事

については、各都道府縣知事がそれぞ

れ任命しておつたにもかかわらず、そ

の状態において轉任ということが認め

られておつたが、今回これが教育委員

会に任命権が移つた。その場合に轉任

ということが認められないのは、理論

が一貫しないではないかという御質問

であつたと思ひます。それにつきまし

て御答弁いたします。

從來は教員は官吏の身分を持つてお

つたのでありまして、その任命権は知

事のもとにありましたが、官吏の身分

を持つておつた関係上轉任ができたの

であります。今回はそれがそれだけの

地方公共団体の公務員ということにな

りますので、その間において轉任とい

うことが認められないことになつたの

でございます。

○黒岩委員 重ねてその点についてお

尋ねたいんですが、都道府縣立の學校

におきましては、同府縣の設立であり

ます関係上相互の轉任ができること

は、松原委員の質問に對してお答えが

あつてよくわかつております。また一

つの委員会におきまして、學校教

は相當数あることが予想されます。し

てみるとその一つの委員会内の學校内

の轉任ということがあり得るわけであ

ります。そうすると大學に對して轉任

に關する規定がある以上、大學以外の

學校に對してもそれに対して規定があ

るべきだと考えますが、この点につい

ての御見解を承りたい。

第二点は、なるほど官吏の身分であ

るがゆえに、都道府縣をまたいでい

わゆる出向きができたということが従

來の例であります。實際問題として

しまして一つの都道府縣内のいくつ

かの委員会に所屬している教員が、他

の委員会へ任地をかえる場合に、一々職

を免じて移らすという扱いは、いろい

ろな点において支障があると思ひま

す。それはほかの委員会の管内の學校

に移ろうとする者は、現在職を奉じて

いるままにして、希望を自分の希望す

る委員会に出さなければならぬと思ひ

ます。そこで任用が決定して、初めて現

在の學校の方へ辭表を提出するといふ

ことになるのであります。そういたし

ますと委員会相互の間に優良なる教員

の奪い合いという現象が起りやすい。

事實において自分の行先ということ

を確かめ得ずして、辭表を出す者はな

らうと思ふ。そうするとやみ取引をし

ておいて逃げて行くといふような、い

わゆる學校をかえる方法をとるといふ

ことになると思ひます。何らか法の上

において今までの都道府縣間に行われ

ておりました出向きという形式をとる

ことが可能であれば、その辺の人事の

円滑なる移動が行われ得るのではない

かと考えますが、この第二点につきま

しても法の上においてその余地がある

かないかという点を、御説明願ひたい

と思ひます。

○辻田府委員 まず第一の点であり

ますが、大學に關しましては轉任の規

定があるが、大學以外の學校について

は轉任の規定がないのはどういふわけ

かといふことであります。それにつ

いて大學につきましては、一般的の轉任

の規定はないのであります。この場

合大學について規定してあります。こ

は、本人の意に反する轉任に關しての

救正の規定があるわけでありまして。そ

れでその点につきましては十五條三項

によりまして、不利益処分が行われた

場合の救正規定として、この第三項が

設けられておりますので、それによつ

て処置ができます。

それから第二の点であります。こ

れは現在一般の地方の吏員につきまし

ても、甲の縣から乙の縣に行く場合

は、一旦退職しまして、その上で乙の

縣に新規の採用になる取扱ひになつて

おるのでございますが、從來の地方の

一般の吏員と、その點轉任については

教員についても同じような形になるわ

けであります。

○黒岩委員 第一点についての御回答

を承りますと、大學以外の教育公務員

は意に反しての轉任はやつてよろしい

という裏書きができるものと理解いた

しますが、そういう考えであります

か。つまり大學の方は意に反して轉任

をさす場合の規定をきめてある。けれ

ども大學以外の學校についてはそれを

きめてない。そういうことになりまし

と、ただいま申しました通り大學以外

の學校の教育公務員は、意に反する轉

任をしてもよろしい。こういう解釈が

できると思ひますが、この点について

の御意見を伺ひたいと思ひます。

○辻田府委員 言葉が足りませんで

したので、あるいはさういふようにお

とりになつたのかもしれないが、大

學以外の學校におきまして、意に反

するやうな轉任はできるだけ避けなけ

ればならぬと思ひます。しかし實際に

できることはできるのであります。こ

れはそのため非常に不利益を本人が

受けた場合に、それを救正する道を十

五條三項において規定してありますの

で、この點は大學の方に關しまして規

定してあるものに照應するわけであり

ます。

○圓谷委員長 次に第三節に入りまし

て、第三節の御質問を願ひます。

なお大臣は予算委員会の方に出席

してから、あとこちらに参られるそうで

あります。どうぞ御了承願ひます。

第三節で質疑がありませんければ、第三章に移つてよろしうございますか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○岡谷委員長 それでは第三章に移ります。

第三章 研修

(研修)

第十九條 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 大学及び大学附置の学校の教育公務員については大学管理機関、大学及び大学附置の学校以外の国立学校の教育公務員については文部大臣、大学及び大学附置の学校以外の公立学校の教育公務員並びに教育長及び専門的教育職員については当該教育委員会(所轄廳といふ。以下同じ。)は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(研修の機会)

第二十條 教育公務員には、研修を受ける機会が與えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本局長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教育公務員は、所轄廳の定めるところにより、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

○久保委員 この十九條の第一項は、これは與えられた研修の機会と、それ

から教育公務員がみずから絶えず研究と修養に努める。その両方を言つたものだと私は理解するのでありますが、そういうふうな考えでよろしいでしょうか。

第二項の四行目に「それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。」とある。その内容について聞いてみたいと思ふのであります。

○辻田政府委員 第一の御質問につきましては、その通りでございます。第二の問題は、いろいろな点が考えられるのでありますが、またそれらの学校の種類あるいは程度によりまして、それと異なることがあると思ひますが、今考えられますことを若干申し上げてみたいと思ひます。まず研修に要する施設といたしましては、学校内の研究室の整備充実、教育研究所あるいは研修所の増設拡充 第三には大学研究室、師範学校各種の研究施設の施設の利用等、それからまた図書館、博物館、公民館というようないことが研究に要する施設としては考えられます。第二は研究を奨励するための方途として

は、学校図書を増加充実、あるいは研修の機会、たとえば内地留学あるいは外地留学というふうな研修の機会を與える。第三には昨日来いゝお話がありまます研修に要する費用のごときものの支給というふうなことが考えられます。なおそのほかに各種の講習会を実施して、それによつて研修を励むというふうなことは、從來もやつていたのでありますが、今後も行われることと思ひます。

○久保委員 そうしますと、文部省と

しては、教育公務員が自分で求めた機会、方法によつて研究と修養に努める場合、その経費を何らかの方法で支出しようとする用意があるかどうか。たとえば研究費というふうなもの、特別に教育公務員に対して將來設定しようという意向なり、あるいはその計画なり、そういうものがあれば承りたいのであります。

○辻田政府委員 研究費という名目で若干の経費を支出しておりますが、詳細な数字を持つておりませんが、その点につきましてはあとから御説明をいたします。なおそのほかに科学研究関係の費用が出ておまして、このために昭和二十二年の予算に計上したものは、人文科学関係では千六百万円、自然科学関係では八千四百万円、合計一億四千万の金がそれと研究者に交付されております。

○久保委員 こういうふうな特別に國家公務員法の附則十三條に規定してある公務員の特権性によつて、例外を設けることができるということになつてゐるようですが、その一つとして、この教育公務員があるわけなんです、その教育公務員よりほか、こういう修養あるいは研究等に努めなければならないというふうな特別の責任といひますが、そういう拘束を受けてゐるものが、ほかの公務員にありますが、それうしてもしそれがあつたとすれば、その人のためにはどういう待遇が特別に與えられてゐるか。これを具体的に御説明をお願いしたいと思います。

○辻田政府委員 國家公務員法が制定されました、附則十三條に基きまして、特例としてこういうふうな規定が設けられてゐることにつきましては、

現在のところ承知しておりません。教育公務員以外には承知してないのであります。と申しますのは、附則十三條に基いて特例を設けてゐるものは、今のところないというふうに承知しております。しかし研修の施設につきま

しては、たとえば鉄道とか通信とかいう方面において、あるいは外務省の関係において研修所というふうなものを設けたり、あるいは講習所を設けまして、そこでそれと特別の研究についで施設を設けてゐると聞いております。それらの詳細につきましては、ただいますぐお答えいたしかねます。

○久保委員 教育公務員のために研究費の名目を出されてゐるところの総額と、大体その学校別でそれが支給されてゐるとすれば、学校別で一人当り一箇月どれくらいの額になつてゐるか、それを承りたい。

それから科学研究費としてこれが別に出てゐる。それが大体どういう程度になつてゐるか。これは学校種別によつて相当違ふと思ひますが、大学の場

合と、あるいは新制高校の場合とは相当開きがあると思ひますが、その額も承りたい。今できなければ、あとでも

つけようです。

それから今回教育長なりあるいは専門教育職員なり、そういうものの養成講習のようなのをやつてゐるようでありまが、二億四千万程度でしたか、これは大体國費をもつて用意されておつたのではないかと聞いておつたと思ひますが、實際満足に研修ができるよう

に現在與えられておるかどうか。その内容として一人が一日食費、宿泊費としてどの程度支給されておるか。そして旅費としては、二等が出されておる

か、三等が出されておるか。それから日当というものは別にどれくらいを計上してあるか。それを聞きたい。それからもし教育長の指導養成と教育専門職員の場合と差があるとすれば、どんなふうになつておるか。

○辻田政府委員 ただいま御質問がありました研究費に関するそれらの計数の問題と、それから教育長の講習会の費用の問題は、これは文書にしまして差し上げたと思ひます。今ちよつと手元にごさいますので、お許しを願ひたいと思ひます。

○久保委員 この研修と講習の機会という十九條と二十條については、この経費をこの法の上に規定せねばならぬという考え方から、今日関係方面と交渉したのでありますが、このことについてはあとで委員長がなにかから報告があると思ふ。しかしちよつとここに関係があるから承つてみたいと思ふことは、関係方面の方でもそれは一應なるほどと了解するのであります。從來こういう場合には打ち切り旅費その他の方法で実に正當な、研修のための当然出さねばならない費用を出されなかつた。従つてこのままにしておいた

ならば、とうてい研修というのとは機会を與えられても、實際の研修というところをしようと思へば、教育公務員を苦しめるばかりになるという実情を訴えてみると、向うでもつとだとか考へるのでありますけれども、ただそれを今さらに他の関係方面と折衝に當らうとすれば、大体そのために總額において國としてはどれくらいの経費があるのか。それから地方公共団体としてはどれくらいの経費があるのか。それはこの第十九條の二項の内容に關係する

臣に聞きたいことでありますけれども、大臣はおられないし、学校教育局長がおいでくだされば、日高局長から直接聞きたいと思えますけれども、局長はたしてこういうことで教育の研修が行われると思われるのか。そしてこれが行われぬとするならば、そういうことで日本の教育ができるかと考へてあるかどうか。これは根本的な問題であると思ふ。そこで教育局長にかわつて釧木次長、それからこの立案にあたられた辻田局長に聞いてみたいと思ふのであります。

○釧木政府委員　今数字がまとまつていないと申し上げましたのは、私どもがこの計画を無視したり、またおろそかにしているという意味では決してございませぬけれども、学校教育局といったしましては、教員研修の問題が最も重要な問題の一つであると考えまして、各面にわたりました計画をいたして、各面でございます。ただこの法律でその額をきめますことが非常に困難であるということにつきましては、さきにおよつと申し落しましたが、研修の最も重要な面は、長期にわたりましたほんとうに研修を続けて行くという問題で、特にその最も効果的なものとしたしましては、ただいま現にごく少数については行つておりますが、内地研究、内地留学という制度でございます。半年なり一年なりもしくはそれ以上に越しまして、研修の期間を認めてやるということでございます。なおそれに加えまして、もしできますならば、現在では非常に困難でございますけれども、将来学校の教師が海外に留学いたしましたして、その研修を完成するということがございます。

います。

○國谷委員長 教育者の読書費というものゝ、他の公務員の被服と同じ重要なものであるとするならば、一年に相当額の、普通に読めるような金を特に教育者に対して出してもいいと私は考へてゐるのですが、こういうことはもし文部省当局あたりがお考へになるとするならば、國谷に提出して世論を喚起して行けば、この問題はむりな考へでないと思ふのですが、ただ個人に與へる考へはない。圖書館その他の設備で行くということであれば別ですが、そのいうことをお考へになつてゐなかつたのですか。他の公務員との關係で私はむりないと思ふ。

○鹽水政府委員 非常にごもつともで

ございますけれども、いわゆる教育者が本を買って読むという場合には、小学校の先生から大学の先生までお読みになる本を、どういふふうにして算定して行くかという問題があると思います。予算的な考え方としては、ましては、先生のお読みになる本は、学校でそれを買って図書室に備えて行く。それはいつでも先生が御自由に読めるというふうにいたしました方がよいのではないかと。またそれは一人の先生がその本を読むだけではなしに、あらゆる先生がその本を利用することができるといふので、むしろ学校の図書館なり図書室を中心としてそれを拡充して行くという方法を、図書に関する限りはとって行くのがいいのではないかと、ただいま考えておる次第であります。

○岡谷委員長 第四章に移ります。

第四章 雑則

(他の職務の従事)

第二十一条 教育公務員は、法律若しくは人事院規則に特別の定がある場合又は所轄廳において教育に関する他の職務に従事することが本務の遂行に支障がないと認められる場合は、給與を受け、又は受けないで他の職務に従事してはならない。

(教育公務員以外の者に対するこの法律の準用)

第二十二條 國立又は公立の学校において教員の職務に準ずる職務を行ふ者並びに國立又は公立の各種学校の校長及び教員については、政令の定めるところにより、この法律の規定を準用する。

附則

(施行期日)

第二十三條 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律中の規定が、國家公務員法の規定に矛盾し、又はこれと認められるに至つた場合は、國家公務員法の規定が優先する。

(旧制の学校の教員等に対するこの法律の準用)

第二十四條 この法律に定める國立又は公立の大学の学長、教員及び部局長に関する規定は、それぞれ学校教育法第九十八條第一項に規定する國立又は公立の大学の学長(數個の学部を置く大学にあつては校長。以下同じ。)、教員及び政令で指定する者に準用する。

2 この法律に定める國立又は公立の大学の学長、教員及び部局長に関する規定は、政令で別段の定をした場合のほか、それぞれ学校教育法第九十八條第一項に規定する國立又は公立の大学予科、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校の校長、教員及び政令で指定する者に準用する。

3 この法律に定める大学以外の國立又は公立の学校の校長及び教員に関する規定は、それぞれ学校教育法第九十八條第一項に規定する國立又は公立の中等学校、盲学校及び聾啞学校の校長及び教員に準用する。

(大学管理機關等の統轄)

第二十五條 この法律中「大学管理機關」とあるのは、当分の間、次の各号の區別に従つて読み替へるものとする。

一 第四條第一項については、学長にあつては「評議員(一個の学部を置く大学にあつては教授会の構成員。以下同じ。)」及び部局長で構成する会議(協議会という。以下同じ。)、部局長にあつては「学長」、教員にあつては「教授会の議に基き学長」

二 第四條第二項中「学長の選考に関する部分、第七條、第八條第一項、第十一條及び第十二條第二項については、「協議会の議に基き学長」

三 第四條第二項中「教員及び学部長以外の部局長の選考に関する部分については、教員にあつては「評議会(一個の学部を置く大学にあつては、教授会。以下同じ。)」の議に基き学長」、学部長以外の部局長にあつては「協議会の議に基き学長」

四 第五條、第六條及び第九條については、学長にあつては「協議会」、教員にあつては「評議会」、部局長にあつては「学長」

五 第八條第二項については「評議会の議に基き学長」

六 第十條については、「学長」

七 第十二條第一項については、学長にあつては「協議会」、教員及び学部長にあつては「教授会の議に基き学長」、学部長以外の部局長にあつては「学長」

八 第十九條第二項については、「文部大臣」

2 第十條中「任命権者」とあるのは、公立大学の学長、教員及び部局長については、当分の間、「その

局長については、当分の間、「その大学の学を設置する地方公共団体の長」と読み替へるものとする。

(従前の規定による休職者等の取扱)

第二十六條 大学の学長、教員及び部局長で、従前の規定により休職を命ぜられた者又は懲戒手続中の者若しくは懲戒処分を受けた者の休職又は懲戒に關しては、第七條及び第九條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第二十七條 この法律施行の際、現に結核性疾患のため休職中の者は、第十四條第一項の規定の適用については、従前の休職期間を通算する。

(公立大学の学長等の懲戒)

第二十八條 公立大学の学長、教員及び部局長の懲戒に關しては、別に地方公共団体の職員に關して規定する法律が制定施行されるまでの間は、第九條の規定を準用する。

(専門的教育職員の免許狀の経過措置)

第二十九條 第二條第四項に規定する専門的教育職員の免許狀を有することを必要とする者については、別に教育職員の免許に關して規定する法律が制定施行されるまでの間は、政令で定める。

(この法律施行の際における学長等の職にある者の取扱)

第三十條 この法律施行の際、現に國立学校の学長、校長、教員又は部局長の職にある者は、この法律により、それぞれ学長、校長、教

員又は部局長の職についた者とみなす。

第三十一條 この法律施行の際、現に公立学校の学長、校長、教員及び部局長で文部教官、文部事務官、地方教官又は地方事務官たるもの並びに教育長及び専門的教育職員は、この法律若しくはこれに基く政令又は他の法律で別に定め

るものを除くほか、それぞれ現にある級及び現に受ける号俸に相当する給料をもつて、この法律により当該地方公共団体の公務員に任用され、引き続き現にある職に相當する職についたものとする。

(恩給法の準用)

第三十二條 この法律施行の際、現に恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員たる者が引き続き公立の学校の職員となつた場合には、同法第二十二條に規定する教育職員として勤務するものとみなし、当分の間、これに同法の規定を準用する。

(公立学校の学長等に関する特別規定)

第三十三條 この法律若しくはこれに基く命令又は他の法律に特別の定があるものを除くほか、公立学校の学長、校長、教員及び部局長については必要があるときは、別に地方公共団体の職員に關して規定する法律が制定施行されるまでの間は、政令で、國立学校の学長、校長、教員又は部局長の例に準じ、特別の定をすることができ

る。

(他の法律の改廃)

第三十四條 教育委員会法(昭和二

十三年法律第七十号)の一部を
次のように改正する。

第九十五條を削る。

○水谷(昇)委員 第二十一條によつて、教員は教育に関する他の職務を兼務することができるということに解釈

午後二時五十五分休憩

午後三時六分開議

○辻田政府委員 二十一條は、國家公務員法の百一條に関する一種の特例を

たじてよろしうございますか。
 「異議なし」と呼ぶ者あり

國谷委員長 異議なしと認め

よつて質疑を打ち切りまして、これから討論に入りますが、暫時休憩いたします。

午後三時六分開議

○園谷委員長 再開いたします。

久保委員から質問が残つておるから、もう少し質問いたしたいという申出がありました。これを許します。

○久保委員　もう一箇所ですが、第二十五條に關して、第四項に第五條、第六條及び云々となつております。ここが私がつておきたいのは、第五條といふのは轉任を規定したものであり、第六條は免職等と規定したものであります。

る。そこでここに書いてあるように、
学長にあつては協議会、教員にあつて
は評議会、部長長にあつては学長と学
学管理機関を読みかえる。こういうこ
とになつておる。そこでこれは本来で

あるならば、第五條、第六條のところ
で質問するのがほんとうであつたか
しれません。私が聞いてみたいこ
は、第五條ではその意を反しては轉

りましたから……。

○久保委員　大臣がお見えになりました。

たから、質問を続けます。

第五條、第六條を見ますと、轉任は本人の意思に反してはなされない。あるいは免職もなされない。それは大学

管理機関の鑒査の結果によるものでなければできないとなつてゐる。そしてその管理機関の内容として第二十五條の第二項の四号に「学長にあつては、協議

「会」に協議会の審査の結果をたければ、学長の聘任あるいは免職はない。大学の教員にあつては評議会の審査の結果、部局長にあつては学長、こういうふうなことになります。そこで考えられますことは、新たに新制大学が卒業しようとしておるのであります。この規定は新制大学をどういうふうに卒業させるかというところ、非常に重大な

関係がある問題だと思うのであります。従来の専門学校が大体大学に学部として昇格する機運にあり、従来の大学はもちろんそのまま設置されるという機運に今日あるのであります。

の實際を調べてみますと、支那事變以後日本の専門学校以上の増設あるいは学部部の充実等は、戦争遂行の線に沿つてきておのであります。従つてある

学部は非常に狭められ、ある学部は非

常に大きく龐大なものになつておるの
であります。それで具体的に私は今こ
こに資料を持ちませんけれども、たと
えば経済学部であるとか、法学部で
あるとかいふのは非常に狭められたもの
の一つであり、理学部であるとか工学
部であるとかいふのは膨脹したところ
のものであります。それが今日そのま
ま残されておる。そして何も私は工学

てよいと考えるのでありませんけれど、とにかく戦時型のまま今日学校が

残つておる。そこで新制大学をつくり
ますときに、これは將來の日本の國土
計画なり、あるいは産業等を考へて整
理統合、小さ過ぎるものを大きくして
行かなければならないものもあるう
し、大き過ぎたものは小さくするもの
もあつてしかるべきものだ、こう考へ
るのであります、そのときにここに

に主として大学の教員であります。教員の配置がえということがどうしても大きく考えられて来るのであります。それが今この法律が出ますと、教員にあつては評議会の審議によつてでなければ、本人がいやだということでは、本人もされないし、免職もできない。こういうかたちになつておる。と、所謂大学がマスターするべき二、

大学の教授として残れない者もあり得ると思ひますし、また一面ある大学では不必要でございますが、他の大学では非常に必要とおるという面もございますので、この教授の配置轉換等につきましましては、各大学なり学校と協力いたしまして、あつせん委員会のようなものをつくりまして、その間の調整をする。こういうふうに考えております。なお大学の教授に不適当でございます。新制高等学校及び中学校の面におきましては、非常に数的にも質的にも教員を必要としたしておりますので、この配置轉換の方は比較的容易にできるのではないかと想像いたしております。

○松本(七)委員 教職員の配置轉換は、新制大学の行方と密接な關係があるわけですが、先般の新聞紙の報ずるところによれば、何だか新制大学の設置が非常に見通しが困難で、そのために推進本部というものを文部省に設けるといふようなことであります。その内容等を詳細に御報告願ひたい。

○下條國務大臣 お尋ねの新制大学設置推進本部、これは仮称であります。が、そういうものをつつたのであります。が、これは別に法規に基かないで、内部限りの一つの組合せをつつたのであります。御承知の通り現在新制大学に関する事務は、学校教育局でやつておるのであります。が、實際問題として非常に今度の仕事は、たとえ新制大学に昇格するについての審査決定をすること、それからその關係に必要とするところの大学法その他の法令——五つか、六つあると思ひます。それからそれに必要とするところの予

算を組み立て、それを安本とか大蔵省へ交渉する。また必要な資料を考へなければならぬ。大体この四つの部門が必要であります。そこでこれに對應いたしまして、企画部、法制部、財務部並びに資料部、この四つの部をつつたのであります。とにかく六・三制關係のことは、大体御承知の通り中学校の建設に関するものは、この二十三年度で一應學級増加に基くものは終ります。が、あとはまた二部教授、仮教室等の關係の予算は前からできております。が、その予算を通すといふことあります。今後の文部省の大きな仕事は、新制大学をできるだけ早く年度内につくり上げて、二十四年度から新発足したいといふことで、省の全部をあげてこの事業にかかろうといふ建前をとつたのであります。すでに発足以來毎日のように會議を開きまして、諸般の準備体制を整えまして、なるべく早く着々事業のでき上るようになしたいと考へております。

○國谷委員長 ほかに御質疑がございませんなら、これで質疑を打切つてよろしうございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○國谷委員長 御異議なしと認めます。

ちよつと休憩いたします。

午後三時二十五分休憩

午後四時三十九分開議

○國谷委員長 本日はこれにて散會いたします。

午後四時 十分散會

昭和二十四年一月二十四日印刷

昭和二十四年一月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局